

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県流域下水道センター所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量及び三級基準点測量）
- 二 測量の地域 大和郡山市額田部南町地内
- 三 測量の期間 令和二年二月十日から同月二十八日まで